

平成 29 年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、地域社会と調和のとれた農業等の振興、地球環境の保全及び自然環境の回復等、良好な生活環境の保全をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② パリ協定を踏まえての民生部門に力点を置いた地球温暖化防止のための取り組み
- ③ 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理

を柱に各般の事業を推進している。

また、大阪府においては、農政分野では、新たな「おおさか農政アクションプラン」の策定作業が、環境分野では大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に「適応計画」を盛り込むべく検討が進められているところであり、公社としても、平成 29 年度において、これらの方向性に即し、機敏に事業展開を進める必要がある。

一方、公社の収支状況を見ると、近年一定の改善がみられるものの、国・大阪府の委託費や補助金の見直しや給与改定等に伴う人件費の負担増等により、依然、厳しい経営状況に置かれており、平成 28 年度を期初とする新たな中期経営計画に沿って、将来を見据えた事業を実施しつつ、収益性の向上と経営の安定向上をめざす。

I 農地中間管理事業等農地関連事業

公社は、平成 26 年度から農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施している。

本事業の展開にあたっては、

- ① 農地の集積・集約化による経営基盤の強化
- ② 遊休農地の解消、未然防止による農空間の保全・活用

を基本理念として、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき推進している。

平成 29 年度においては、大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「条例」という。）、新たなおおさか農政アクションプランをはじめ、農の分野における障がい者の雇用・就労を促進する「ハートフル企業の農の参入促進事業」、企業や都市住民が農業参入しやすくするための「農業人材参入定着サポート事業」などの取組みと連携を図りながら、農地中間管理事業を展開するとともに、公社の自主事業として、地域の農業の集積・集約化の有効な手法の一つである担い手の法人化について、公社の有するノウハウやネットワークを活かして研究を実施する。

また、農業振興地域以外の農空間の保全についても、大阪府からの補助金を受け、遊休農地の解消及び未然防止を図るとともに、就農希望者への支援等都市農業と農空間の保全・活用を進める。

II 自然環境保全関連事業

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、人々が樹木や草花などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感し、教育的機能や福祉的機能の利用機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を進める施策を展開している。

公社は、これらの施設の拠点として整備された「大阪府民の森」について、平成 28 年度から 32 年度まで指定管理者として管理運営に取り組んでいく。

現在、府民の森では、施設、設備の老朽化の進行に加え、ナラ枯れによる被害がまん延し、くろんど、ほしだ、むろいけ園地から中部園地まで拡大しており、ナラ枯れによる倒木、枯れ枝落下被害を未然に防止し、来園者が安心して自然とのふれあいを楽しめるよう安全性を優先して管理運営していくことが重要である。

このため、平成 29 年度は、ナラ枯れ対策や施設の経年劣化に対応した安全・安心の管理に重点を置き、大阪府とも連携し、ナラ枯れ危険木の伐採、計画的な施設の改修・修繕に努めるとともに、ナラ枯れ対策後の府民の森づくりについての調査・検討を深める。また、府民への魅力を高めるため、共同事業体の非営利活動法人をはじめ、多様な団体、ボランティア等と連携し、フィールドを活用した多彩なメニューによる自然体験プログラム、イベントを実施する。

平成 25 年度から指定管理を行ってきた「大阪府立金剛登山道駐車場」については、平成 29 年度が 5 年間の最終年度となっている。平成 30 年度からの新たな指定管理者の公募については、募集要項の内容、事業の収支見込等十分精査し、公社経営への寄与を慎重に検討し判断を行う。

III 地球温暖化防止活動推進支援等事業

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が平成 28 年 11 月 4 日に発効し、日本においては、「地球温暖化対策計画」で定めた 2030 年度の温室効果ガス排出量の 2013 年度比 26%削減を実現するための対策（緩和策）とともに、「気候変動の影響への適応計画」に基づく温暖化の悪影響への適応（適応策）を強力に推進することが求められている。

このような状況を踏まえ、公社は、「地球温暖化対策の推進のための法律（以下「法」という。）」に基づき大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センター（以下「大阪センター」という。）として、緩和策の推進、適応策の推進及び府民の行動変容に向けた普及啓発を 3 本の柱にして、大阪府の地球温暖化防止施策を補完する取り組みを進める。

緩和策については、家庭向けには「うちエコ診断」、事業者向けには「CO₂削減ポテンシャル診断」を行い、効果的な設備改善や運用改善による CO₂排出量の削減対策を提案する。また、平成 28 年度に実施した地方公共団体実行計画事務事業編 PDCA 調査の実績等を踏まえ、市町村に対して事務事業対策の支援の働きかけを行う。

適応策については、セミナーの開催等による啓発活動を府内各地で実施することにより、

地球温暖化が人の健康や生活、森林、農作物に与える影響にどのように適応していくかの議論を深めていく。

行動変容については、セミナーの開催、イベントでのブース出展、出前講座等による府民向けの普及啓発に加えて、これまで蓄積してきた児童や幼児向けの温暖化教育のノウハウを活かして、学習教材やプログラムの高度化を図り、府内の小学校・幼稚園等に発信していく。

これらの取り組みにあたっては、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、環境 NPO や大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）等と協働して推進していくこととする。

□事業概要

1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化、担い手不足や農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、国や大阪府の農業施策と一体となり、関係機関と連携して農地の有効活用、農空間の保全の取組みを推進する。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「機構」という。）が行う平成 29 年度の農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）は、大阪府が策定した基本方針及び「農地中間管理事業規程」に則り、担い手への農地の集積と集約を推進するとともに、遊休農地の解消及び未然防止に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することをめざす。

また、事業の推進にあたっては、大阪府の条例や新たなおおさか農政アクションプラン（以下「プラン」という。）をはじめ、大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

② 事業目標

平成 29 年度の農地貸借の面積は、基本方針により 15ha 以上を目標とする。

また、プランの目標達成に向け、機構としての役割を果たしていく。

③ 関係機関との連携

・大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所で立ち上げた農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、府と機構との役割分担の上にて、一体となった事業推進を図る。

・市町村には引き続き機構事業の業務委託を促していくとともに、市町村、農業委員会及び JA・土地改良区等農業団体と緊密に連携し機構事業を実施する。

特に、農業委員会は農地利用の最適化を行うことが必須業務化されたことから、より密接に連携するものとする。

④ 重点対象地区

大阪府と協議し、特に早期の取り組みが求められる地区を平成 29 年度重点対象地区として指定し、大阪府や市町村とともに機構事業の活用に向けて、地域へ働きかけを行う。

(2) その他の農地貸借事業

機構事業を活用できない農業振興地域以外の農地についても、大阪府や市町村と連携し、貸借にかかる手続きの支援を行う。

また、旧農地保有合理化事業により貸借している農地の管理業務を行う。

(3) 就農支援事業

機構事業を進める中で、担い手が不足している地域に対し、主力となる農業者の就農を進めることが求められている。

機構は、これまで特例子会社（障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社）や、新たに農業参入しようとする企業等からの相談に対し、指導助言を行い農地の貸借に結びつけてきた。

こうした機構が有する経験やネットワークをもとに、地域の農業の担い手として法人化が有力な手法の一つであることから、平成 29 年度は新たに、法人化の研究を行う。

事業の実施にあたっては、ハートフルアグリをはじめとする大阪府の施策はもとより、大阪府、JA グループ大阪、一般社団法人大阪府農業会議、当公社等で構成する「大阪府農の成長産業化推進会議」と連携し、主力となる農業者や新規就農者の育成・確保に向け、農地の貸借に結び付けていく。

(4) 荒廃農地解消事業

機構は、受け手が円滑に営農できる環境を整えるため、市からの補助金を受け、遊休農地の草刈り等を行う荒廃農地解消事業を、機構事業による貸借とあわせて実施していく。

2 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府民の森北河内地区、中河内地区、南河内地区の管理運営は、安全確保を最優先として、利用者の利便性や楽しさの向上を図りながら、収益事業の展開を図る。

平成28年度からの指定管理は公社が代表となり、北河内地区は大阪府森林組合及び特定非営利活動法人里山サロン（以下「里山サロン」という。）との共同事業体、中河内地区と南河内地区は大阪府森林組合との共同事業体として管理運営を行っている。

大 阪 府 民 の 森

地区名	園 地 名	面積(ha)	主 要 施 設	所在地
北河内 地 区	くろんど園地	105	バーベキュー場	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・登攀壁・有料駐車場等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ウォークボード等	四條畷市
	小 計	259		
中河内 地 区	くさか園地	58	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	204	らくらく登山道・森のレストハウス・ツツジ園等	東大阪市
	みずのみ園地	17	芝生広場等	八尾市
	小 計	341		
南河内 地 区	ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場・星と自然のミュージアム等	千早赤阪村
合 計		613	以上8園地（ほりご園地を除く）	

(1) 安全で快適な施設管理

案内所、休憩所、トイレなどの木造施設、管理道、園路、木製階段などの基盤施設、給水施設や防火施設の機械設備等は、設置から35年以上経過しているものもあり、劣化、老朽化が顕著になっている。

このため、日常の点検、パトロールを確実にを行い、不具合を発見した施設、設備の補修、修繕について、可能なものは園地職員が速やかに行い、専門性を必要とするものについては使用禁止など安全措置を取った上で専門業者に依頼するなど、利用者の安全と快適な利用を優先するよう努める。

特に、利用者が年々増加している北河内地区のほしだ園地では、利用者の安全性を高めるうえで日常管理や適切な園地案内がより重要となっていることから、北河内地区3園地兼務の園地職員を配置する。

また、掲示板、案内標識により、利用上の注意喚起を適切に行い、安全確保に努めるほか、ほしだ園地「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全面での配慮が必要な施設については、計画的な補修に取り組む。

以上のほか、年2回の一斉施設点検結果と随時の施設点検結果を大阪府に報告し、災害

復旧をはじめ、劣化が顕著な施設や機能を十分発揮していない施設の改良・改修など、安全確保対策について、大阪府に協議、要望を行っていく。

また、北河内地区・中河内地区では、ナラ枯れによる被害がまん延しており、これに伴う被害木の除去に高度な技術を要するものについては、共同事業体の大阪府森林組合の協力を得て、迅速に伐採し、倒木や枯れ枝の落下による人身事故の防止を図る。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが気軽に利用できる園地の運営をめざすため、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

自然体験イベントについては、共同事業体の里山サロン、府民の森を主な活動地としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会をはじめ、さまざまな団体やボランティアとともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、新たな魅力づくりに努める。

これらの園地の魅力情報は、平成 25 年度より開始した各園地のブログにより随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB 情報媒体等の多様な広報媒体を活用し、広く府民に発信していく。

また、各園地案内所に、園地利用者が情報収集、発信が容易にできるよう大阪フリーWi-Fi 環境を整備、好評を得ている。今後、ほしだ園地の駐車場の空き状況や冬季のちはや園地アクセス道路の積雪状況など、各園地のホームページや SNS を活用し、園地情報をリアルタイムに発信できるよう努めていく。

(3) 府民の森自主事業

平成 28 年度から、くろんど園地第 2 キャンプ場跡地をさまざまな団体、企業、ボランティアがプログラムの実施や自主活動を行う拠点として活用するため、特定非営利活動法人日本パークレンジャー協会と連携し、計画づくりや手づくり施設の整備などに取り組んでいるが、引き続き魅力あるプログラムが提案できるよう取り組みを進める。

また、府民の森園地内において府民協働による森づくりを具現化するため、くろんど園地のコナラ林とヒノキ人工林を企業、団体等の森づくりフィールドとして提供できるよう、下層木の伐採、林内歩道の整備等を行う。

さらに、平成 29 年度は、ナラ枯れ被害対策後の府民の森づくりについて、さまざまな団体、企業、ボランティア団体と協働して取り組みが行えるよう、大阪府や学識者の意見も聞きながら、目指すべき森林の姿、実現のための最適な森林作業や管理方法など、調査・検討を深める。

3 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

(1) 府民の森直営事業

府民の森の管理運営、公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や、新規収益事業の開発に努める。

平成29年度においては、府民の森等を活用した多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、前年度にリニューアルした「まるごとハイキングマップ」、飲食物の販売などを行い、利用者へのサービス提供と収益確保を図る。

カーボン・オフセット制度を活用した環境貢献型商品「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「まるごとハイキングマップ」をホームページ、啓発看板、チラシによりPRし、収益の向上を図るとともに、地球環境保全に取り組む府民の森の周知に努める。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

平成25年度から指定管理者となった大阪府立金剛登山道駐車場の運営については、ロープウェイや香楠荘などの山頂施設と連携したイベントを開催し、集客の向上に努める。

また、現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業、ブログによる冬季の道路情報の提供など、きめ細かなサービスの提供に努め、駐車場利用者の確保に努める。

なお、本年度、大阪府は、平成30年度からの5年間の指定管理者の公募を実施するが、最低納付額、人員配置など募集要項で示される内容を十分精査するとともに、過年度の事業収支実績や、公社経営への寄与度など慎重に検討し判断する。

府立金剛登山道駐車場

所 在 地	南河内郡千早赤阪村千早 1330-2
施設の種類及び規模	第1駐車場（ロープウェイ下） 15,276 m ² （182台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、管理棟1棟）
	第2駐車場（バス停前） 18,012 m ² （160台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、バスロータリー）
	駐 車 場 料 金
	普通自動車 600円/1回 大型バス 1,200円/1回

4 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

地球温暖化対策の推進に関する法律により大阪府知事から指定を受けた大阪センターとして、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、NPOや大学・専門学校生、推進員等と協働して、次の地球温暖化防止活動事業を実施する。

(1) 地球温暖化の緩和策の推進

① 家庭向けのCO₂排出削減対策

環境省の「うちエコ診断事業」を活用して、家庭の省エネ診断を行う。具体的には、各家庭のCO₂の排出実態を明らかにし、エコ家電、エコリフォームや太陽光発電の導入、日常のエコ活動などの取り組みによりどれだけCO₂が削減されるかを対策費用、投資回収見通しと併せて示すことにより、家庭での節電や省エネの取り組みを促進する。診断は500件以上の実施を目指す。

② 事業所向けのCO₂排出削減対策

環境省のCO₂削減ポテンシャル診断事業などを活用して、事業所の省エネ診断を行う。診断は、現場ウォークスルー調査、既存データの収集と分析、電流・温度・流量等の計測と解析、設備更新・運用改善等の対策候補の選定、CO₂排出削減量や投資効果の算定、診断結果報告書の作成、報告会での事業者との協議の手順で行い、効果的なCO₂削減対策を誘導する。診断は7件以上の実施を目指す。

③ 市町村向けのCO₂排出削減対策

市町村は、法により地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）を策定する義務があり、「地球温暖化対策計画」に基づく業務部門の削減率（2030年度に2013年度比で40%削減）の達成が求められている

公社は、平成28年度に地方公共団体実行計画事務事業編PDCA調査を実施しており、これらの実績を踏まえて、市町村に対して事務事業編の策定や運用についての業務支援を働きかけ、具体化を目指す。

(2) 府民の行動変容に向けた普及啓発

① 地域における地球温暖化防止活動の促進

環境省の地球温暖化防止活動推進センター向けの補助金を活用して、大阪府が委嘱した推進員や環境NPO、市町村などと連携し、セミナーやシンポジウムの開催、環境イベントへのブース出展などを通じて、府民への地球温暖化対策の普及啓発を行うとともに、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業、市町村等で実施する行事へ派遣することなどにより、地域での活動を支援・促進する。これらの取り組みにあたっては、アンケートを実施して啓発効果等の把握を行う。

また、府民への普及啓発のため、広報誌「えこっと OSAKA」を発行する。

② 地方公共団体と連携した CO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して環境省が補助を行うもの。

公社は、市町村に対して本事業への応募を促すとともに、公社の普及啓発や温暖化教育のノウハウと実績をアピールすることにより事業参入を図る。

5 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や府、市町村等が実施する地球温暖化防止に係る事業や大規模事業に伴う環境監視事業その他環境行政の推進に資する事業などに積極的に応募し、競争的資金の獲得に努める。

(1) 地球温暖化の適応策の推進

① 温暖化「適応」推進事業

大阪府の委託事業への参入を図り、府民をはじめ環境 NPO や市町村職員等の「適応」に関する理解を深め、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避させていくため、シンポジウムの開催やリーフレットの作成・配布を行うとともに、環境 NPO 等と協働した身近な地域での啓発活動を行う。

事業の実施にあたっては、環境・森林緑地・農政チームの持つノウハウや人脈を結集して、人の健康や生活、森林、農作物に与える影響にどのように適応していくかの議論を深めていく。

(2) 府民の行動変容に向けた普及啓発

① 幼児環境教育指導者プログラム強化事業

大阪府の委託事業への参入を図り、人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期における環境教育を推進するために、環境分野や幼児教育に精通した専門家で構成する教材検討会を開催し、その意見を踏まえて幼児環境教育教材を制作し、府内全ての幼稚園、保育園、認定こども園に提供するとともに、幼稚園教諭等を対象に研修会を開催する。

事業の実施にあたっては、これまで蓄積してきた児童や幼児向けの温暖化教育のノウハウを活かして、公社の持つ学習教材やプログラムのさらなる高度化を図っていく。

(3) 大規模事業に伴う環境監視事業

① 箕面北部丘陵地区動植物調査業務

大阪府の委託事業に算入を図り、箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地区画整理事業」区域に生息するオオタカなど貴重な動植物及びその他の生物への影響についての調査、営巣木のアカマツ保全対策等を行う。

事業は、これまでと同様に、地元で森林保全活動を行っている NPO やオオタカ等の鳥類の専門家の協力を得て進めることとする。

(4) その他環境行政の推進に資する事業

環境省その他の国の省庁、市町村、民間財団が募集する補助・委託事業に広くアンテナを張るとともに、大阪府の協力も得て、市町村や民間事業者のニーズの把握に努め、公社として支援等の関与ができる事業を開拓し、参画を図っていく。

また、職員は地球温暖化や省エネルギー等の知見や経験を深めることにより、将来的には講演ビジネス事業として育つよう、依頼者の信頼にこたえていく。